

# 安城市在宅ねたきり高齢者等介護人手当及び おむつ費用助成利用券受給にあたって

## 1 介護人手当支給額及び支給時期

1 か月あたり3,000円を支給します。4か月分をまとめて年3回で支給します。

手当対象月	4月～7月分	8月～11月分	12月～3月分
支給月	8月	12月	4月

## 2 おむつ費用助成利用券交付枚数

1 か月あたり、課税世帯7,000円分、非課税世帯8,000円分を交付します。  
おむつ費用助成利用券は、申請月の翌月分からの交付となります。

申請月	交付冊数・対象月	交付枚数	
		課税世帯	非課税世帯
4月	1冊（5～7月分）	21枚	24枚
5月	1冊（6～7月分）	14枚	16枚
6月	2冊（7月分）＋（8～11月分）	7枚＋28枚	8枚＋32枚
7月	1冊（8～11月分）	28枚	32枚
8月	1冊（9～11月分）	21枚	24枚
9月	1冊（10～11月分）	14枚	16枚
10月	2冊（11月分）＋（12～3月分）	7枚＋28枚	8枚＋32枚
11月	1冊（12～3月分）	28枚	32枚
12月	1冊（1～3月分）	21枚	24枚
1月	1冊（2～3月分）	14枚	16枚
2月	2冊（3月分）＋（4～7月分） ※（4～7月分）は3月下旬郵送	7枚＋28枚	8枚＋32枚
3月	1冊（4～7月分） ※3月下旬郵送	28枚	32枚

## 3 おむつ費用助成利用券で購入できるもの

➤ 介護のために使用するためのもので以下のもの

紙おむつ・紙パンツ・尿取りパッド・尿もれ（失禁用）パッド・使い捨て手袋・清拭剤・おしり拭き（ベビー用も含む）・おしりを拭くために使用する脱脂綿・ガーゼ・さらし・防水シート・吸水パンツ・尿吸引パッド

## 4 利用可能な店舗

おむつ券の裏表紙に記載の店舗で利用してください。

※店舗は変更となる場合があります。最新情報は申請時にお渡しする「おむつ費用助成利用券取扱所」をご確認ください。

## 5 在宅介護状況の確認スケジュール

在宅介護状況の確認及びおむつ費用助成利用券の交付のため、市への届出・民生委員さんによる訪問があります。

確認月	確認方法	
7月	現況届提出	郵送（※）または介護人様自身が来庁し、現況届を提出していただきます。
11月	現況訪問	民生委員さんが、ご自宅を訪問し現況確認を行います。（※）
3月	同上	同上（※）

（※）おむつ券は書留郵送にて送付します。送付先の変更が必要な場合はご連絡ください。

## 6 受給にあたってのお願い

自宅で介護している方の労をねぎらうための制度です。  
以下に該当する場合は、ご連絡・届出が必要です。

- (1) 「在宅」の要件を満たさなくなった。
  - 介護人又は在宅ねたきり等高齢者が入院入所し、その月に1日も自宅にいない。（該当月の手当、おむつ券は不支給となります。）
  - 在宅ねたきり等高齢者が、月の半分以上のショートステイを、2か月以上継続的に利用する。
- ※ 支給再開の場合はご連絡ください。
- (2) 介護人又は在宅ねたきり等高齢者が亡くなった。
- (3) 転出又は市外居住することになった。
- (4) 同居しなくなった。
- (5) 介護をしなくなった。
- (6) 介護認定の認定更新に伴い、ねたきり状態（全ての日常動作に介助が必要な状態）や重度認知症状態（すべての日常動作に介助が必要だったり、徘徊や火の不始末などの危険な行動がある状態）からの改善が認定資料から確認できる場合。
- (7) 介護人や支払口座が変わった。

制度を維持していくため、正しい申告にご協力をお願いします。

### 在宅ねたきり高齢者等訪問理容サービスのご案内

在宅ねたきり等高齢者の自宅に理容師が出張し、散髪を行います。  
利用券を年6回分交付します。



- 1 内容 理髪（洗髪を除く）、ひげそり
- 2 費用 利用料金合計額から市助成額（1,000円）を差し引いた額  
※市民税非課税世帯は、最低負担額400円。
- 3 申請方法 高齢福祉課高齢福祉係で申請受付後、利用券を交付します。

<問い合わせ先> 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 Tel 0566-71-2223